

(処遇改善手当)

第 49 条 処遇改善手当は、処遇改善が必要な職員に支給する。又、特定処遇処遇改善手当は規定の 3 ランクに準じ毎年 3 月と 9 月の 2 回の支給、又は 1 2 月に 1 回の支給とする。

2 処遇改善の特別交付金等が交付された場合、当該交付金の実施要綱の定めに沿い支給する。なお、支給対象者及び支給額については当該交付金に係る計画を勘案し決定する。決定の詳細は職員に告知するものとする。

3 ベースアップ等支援加算手当の新設、手当の額は臨時特例給付金での支給額を引き継ぎ支給する。入職時期により臨時特例給付金の支給がされなかった職員で 6 か月以上勤務の常勤職員に対し月額 5 0 0 0 円を支給する。支給開始時期は毎年 4 月分 (5 月 1 5 日支給日) からとする。

時間給職員は規定時給より 1 時間につき 5 0 円を引き上げ支給する。

ベースアップ等支援加算による収入が当該手当の支給額を上回る場合、その差額以上の額を一時金として分配する。

(給与締切日及び支払日)

第 50 条 給与は、毎月 1 日から起算し、当月末日に締め切り計算し、翌月 1 5 日に支払う。ただし、支払日が休日に当たる場合はその前日に繰り上げて支払う。

2 前項の規定にかかわらず利用者については、前月の 2 1 日から起算し、当月の 2 0 日に締め切り計算し、当月末日に支払う。ただし、支払日が休日に当たる場合はその前日に繰り上げて支払う。

3 給与は、職員に対し、通貨で直接その全額を支払う。

4 前項について、職員が同意した場合は、職員本人の指定する金融機関の預貯金口座又は証券総合口座へ振込により給与を支払う。

(昇給)

第 51 条 昇給は、勤務成績その他が良好な職員について原則として、毎年 4 月に行うものとする。ただし、本法人の業績が著しく低下やその他やむを得ない理由がある場合は、行わないことがある。